

■労働政策審議会令（平成12年政令第284号）（抄）

（分科会）

第六条（略）

- 2（前略）分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3（略）
- 4 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 5 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7（略）

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4～7（略）

■労働政策審議会雇用環境・均等分科会運営規程（抄）

第五条 分科会に、家内労働部会及び同一労働同一賃金部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

- 2 家内労働部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第四条第一項第七十号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の規定（第八条第一項の規定を除く。）により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 同一労働同一賃金部会の所掌事務は、雇用形態間の同一労働同一賃金の実現に関する重要事項を調査審議することとする。

第六条 家内労働部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各五人とする。

2 同一労働同一賃金部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。